

大阪市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による令和8年1月24日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月28日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小 笹 正 博

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数	45,320
---------	--------

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	383,248
---	---------

6分の1の数	377,663
--------	---------

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の3分の1の数

北 区	39,590	天王寺区	21,846	城 東 区	47,023
-----	--------	------	--------	-------	--------

都島区	29,791	浪速区	20,216	鶴見区	30,419
福島区	22,942	西淀川区	26,811	阿倍野区	30,322
此花区	17,562	淀川区	52,031	住之江区	32,298
中央区	31,587	東淀川区	48,368	住吉区	42,271
西区	30,326	東成区	23,251	東住吉区	36,852
港区	22,113	生野区	28,414	平野区	51,426
大正区	17,298	旭区	25,636	西成区	26,939

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(令和8年1月28日揭示済)